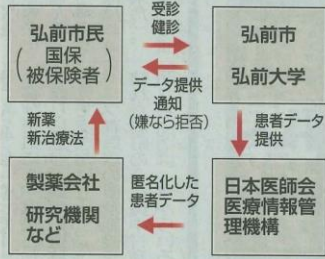


## 弘前市、弘前大が日本医師会機構と契約

次世代医療基盤法に基づく  
医療情報提供の仕組み



# 医療データ提供へ

## 新薬、治療法開発に活用

弘前市、弘前大学、日本医師会医療情報管理機構の3者は27日、医療情報提供契約を結んだ。新しい薬や治療法を開発するために必要な患者らの医療データを大量に集めやすくする新法「次世代医療基盤法」に基づく契約で、地方公共団体、大学が参画するのはそれぞれ全国初。（福士和久）

医療機関が患者の同意を得た上で、患者データを製薬会社や研究機関に提供する仕組みは、これまでもあった。ただ、地方公共団体や大学が保有するデータ量は膨大で、一人一人の患者から同意を得るには手間がかかりすぎ、データの提供は事実上不可能だった。これが2018年施行の新法で、患者がデータ提供を拒否した場合のみ提供しない仕組みに変わった。市は、7月に国民健康保険の納付書を送付する際に、データ提供を拒否できる旨を示した書類を同封する。市が提供するデータは国民健康保険の被保険者の診療明細、性別や年齢、病名、

処方、検査内容などが分かる内容で、過去5年分の計約380万件による。

弘前大が提供するのは岩木健康増進プロジェクト健

診で得たデータ。同市岩木地区で15年にわたり、毎年約千人の住民から1人当たり2千〜3千項目の数値を取り続けてきた。

市と弘前大のデータは、国から匿名化事業の認定を受けた日本医師会医療情報管理機構に送られる。そこで患者らの個人情報や匿名

化してから製薬会社や研究機関にデータを提供する。これらのデータを基に新薬や新治療法が開発されれば、市民がその利益を受け取ることができるという循環の仕組みになっている。

今回の契約が地方公共団体、大学による全国初の締結となった理由について、

市国保年金課の喜西正樹課長は「市と弘前大は、岩木健診などで普段から協力関係ができており、既に枠組みに参加する土壌ができていた」と説明した。